

## 報告 1

# 景観上重要な建造物等に附属する 庭園の取り扱いについて

令和7年度第3回 姫路市景観・広告物審議会

令和8年3月27日

まちづくり指導課 都市景観担当

# 現状と庭園の指定の検討の経緯



## 検討の経緯

- ・ 塀越しの緑というのが日本家屋特有の景観であるため、付属する庭園についても指定に含めるべきであるのご意見をいただいた。
- ・ 都市景観重要建築物等として指定している物件で庭園などをつぶして駐車場にしたいなどの相談もあり、今後景観が損なわれてしまう可能性がある。

# 景観上重要な建造物等の指定制度について

## 景観上重要な建造物等の指定

指定の根拠	指定の制度	
	建築物・工作物	樹木・樹林
景観法	制度① 景観重要建造物	制度② 景観重要樹木
姫路市都市景観 条例	制度③ 都市景観重要建築物等	



3つの制度は一体的に運用  
指定の方針は同じ

## 制度の目的

歴史的・文化的価値や景観的特徴を有する建築物を保全・活用し、地域の良好な景観形成をはかる。

## 景観上重要な建築物等の指定の方針

---

---

- ①地域の自然、歴史、文化等からみて、外観が景観上の特徴を有し、良好な地域景観を形成している。
- ②地域のシンボルやランドマークとなっており、良好な地域景観を形成している。
- ③市民に親しまれている。
- ④道路など公共的な場所から容易に望見できる。  
(河川、公園、海上を含む。高速道路や鉄道駅から視認できる場合も含む。)

## 景観上重要な建造物等の指定にあたって考慮すべき事項

### ①「良好な地域景観を形成している」について

建築物等が地域における景観上の核であるばかりでなく、周辺地域に対して良好な景観形成への動機づけが期待されるものであること。

### ②検討の範囲

建築物、工作物のみでなく、これと一体となった土地、囲障、庭園等を含む。

### ③保存状態

良好な管理がなされていないものは景観形成上重要な価値があると認められない。

### ④建設時期

指定要件を満たすと認めるためには、建設後相当の年数を経たものであるため、建設から概ね50年以上経過したものを対象とする。

# 景観上重要な建造物等の指定制度について

## 景観上重要な建造物等の指定

根拠法令	指定の対象	
	建築物・工作物	樹木・樹林
景観法	制度① 景観重要建造物	制度② 景観重要樹木
姫路市都市景観 条例	制度③都市景観重要建築物等 ↓ 建築物、工作物	↓ 樹木、樹林

建築物と付属する門塀が一体となって  
良好な景観を形成している



今村家住宅

樹木単体で良好な景観を形成している



松原八幡神社のイチヨウ

# 都市景観重要建築物等の指定実績

現在 **42件** の指定  
(47件を指定し、5件の指定解除)



# 都市景観重要建築物等の指定の紹介



第2号 外国人技師住宅（旧図書館）



第36号 壺坂酒造場



第45号 松田家住宅



第46号 旧第三十四銀行（今井内科）

# 庭園の指定の今後の方向性について

## 【指定の方向性】

建築物・工作物に付属する庭園は指定する。

※庭園の構成要素：園路、灯籠、池、石、庭木など

## 【期待する効果】

- ・所有者に適切な管理を促す。
- ・伐採や移植が行われるのを防ぐ。

根拠法令	指定の対象	
	建築物・工作物	樹木・樹林
景観法	制度① 景観重要建造物 附属する庭園	制度② 景観重要樹木
姫路市都市景観 条例	制度③都市景観重要建築物等 建築物、工作物 附属する庭園	樹木、樹林

# 建築物・工作物に付属する庭園の指定について

## 【指定の考え方】

- ・ 公共空間から望見でき、建築物と一体となって良好な景観を形成しているもの。

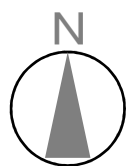


土井家住宅

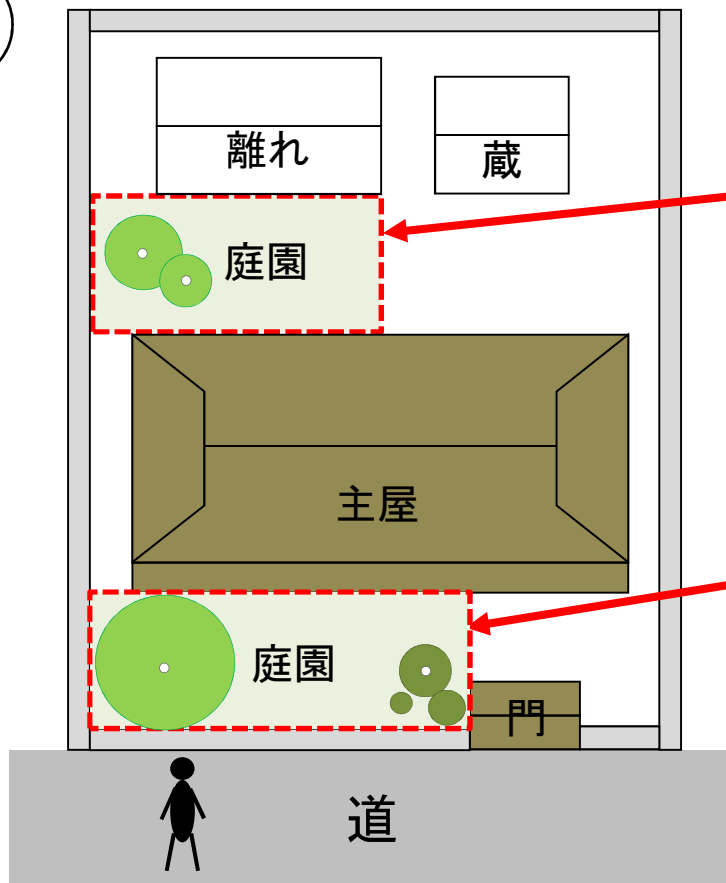


旧水井家住宅

# 建築物に付属する庭園の指定対象



イメージ図



通りから見えない  
ので指定対象外

通りから見え、良好な  
景観を形成している場  
合は指定の対象

# 樹木・樹林の指定について

## 【指定の考え方】

- ・ 公共空間から望見でき、樹木単体で地域のシンボルとなっているようなもの。

根拠法令	指定の対象	
	建築物・工作物	樹木・樹林
景観法	制度① 景観重要建造物	制度② 景観重要樹木
姫路市都市 景観条例	制度③都市景観重要建築物等 建築物、工作物	樹木、樹林



船場本徳寺のイチヨウ